

郷土の古文書

「その3 市の盛衰～伊奈市^{いち}と五日市^{いち}市」

解説

秋川の溪口集落にあたる伊奈宿の市は、家康の江戸入府後、築城や市街地建設による薪炭の需要増で江戸時代の始めに繁栄をみました。特に、大消費地の江戸へ付け出す炭は市場の盛衰を左右し、たびたび市場の出入(訴訟)が起きました。

明和7(1770)年五日市の商人の横暴な商売への不満から、養沢村惣百姓が伊奈市への炭出荷を嘆願します。これをきっかけに伊奈村は当時衰退していた市の再興運動を展開しました。しかし、訴訟が長引いたため、経済基盤の弱い養沢村が五日市村と示談の道を選ぶと、伊奈の炭市再興も期待はずれに終わりました。そのため伊奈村32軒の間屋は市の再興をかけて直訴を決意しました。

この文書では、五日市へばかり炭を付け出されると、伊奈の炭市が断絶することになり、市場の者達が相続できなくなると訴えています。連判状は伊奈市^{いち}の間屋が団結して、直訴する覚悟の程を示したものです。しかし、結果は伊奈村の必死の訴えもむなしく、明和8年2月五日市に有利な一方的裁決に終わったのでした。

解説文

連判一札

一当春ら養沢村ら炭木当所市場江付出シ売買
 致度由度々申入候ニ付 各々相談之上市場貸シ
 可申対談致候処 養沢村ら五日市村ヲ相手取り
 及出訴候所 当十一月右両村内済和談被致候
 由济口証文致被見候得者 向後炭木売買
 之儀五日市村江相片付 当市場ニ而炭売買
 致義難相成由ニ有之候得ハ当村ら炭売買
 之市ハ断絶可致候 左候得ハ市場之者ども
 相続可致様無之故 御訴詔仕度 左之者共
 相談仕処相違無之候 御訴詔之義ハ御公辺
 之義ニ御座候得ハ何れニ可被仰付も難計存候
 何れニ相片付候共 出方之衆中江申分無之候
 間無御心置頼入候 諸入用之義ハ割合之通り
 無遅滞差出シ可申候間 各為総代出訴被成
 可被下候 出訴留主中之義火元盜賊等在宿
 之者随分申合氣を付可申候 右体ニ而炭売買
 之市断絶可致候間 御公用之御伝馬小走り人足
 等相勤り兼市場之者共渡世難送候故 無抛
 不得止事御訴詔仕度相談致処相違無之候
 為後日市場連印仍而如件

清兵衛印
 藤次郎印
 孫 市印
 与兵衛印
 五郎八印
 善兵衛印
 勘次郎印
 平右衛門印
 次郎左衛門印
 (以下二二名省略)

伊右衛門印
 善兵衛印
 平右衛門印
 (以下二二名省略)

口語訳

連判一札

今年の春から養沢村より炭木を当市場へ出して売
 買したいという申入れがあり、関係者と相談の上、
 市場を貸すように話し合いました。養沢村は五
 日市村を相手取り訴訟を起こしましたが、今月示談
 したということで、その証文を見たところ、今後炭
 木の売買は五日市村で行うとありました。我々の市
 場で炭木を売買しなくなると、炭売買の市は絶えて
 なくなってしまう。そうなると市場の関係者も
 相続できなくなってしまうので、訴訟を起こしたい
 と思います。左にあげる者達と話し合ったところ、
 皆異議なしとの事でした。訴訟の結果はお上のする
 ことなので、どのようになるかはわからないのです
 が、訴訟に関係する方々へも申し訳ないので、お気
 遣いなお頼みしました。諸経費については
 割り当ての通りに遅れることなく出すようにしま
 すので、それぞれ惣代として出訴して下さい。留守
 中は火元や、盗賊など気をつけるようにします。右
 の通り、炭売買の市が絶えてしまうと、公用の伝馬
 や小走り人足なども勤まらなくなり、市場の者たち
 の生計が成り立たなくなるので、やむを得ず訴訟に
 及ぶことにしたということで間違いありません。後
 日問題が起ると困るので市場の者達でこの通り連
 印しておきます。

清兵衛印
 藤次郎印
 孫 市印
 与兵衛印
 五郎八印
 善兵衛印
 勘次郎印
 平右衛門印
 次郎左衛門印
 (以下二二名省略)

伊右衛門印
 善兵衛印
 平右衛門印
 (以下二二名省略)

(以下二二名省略)